

新居浜市都市計画マスターplan

－新居浜市の都市計画に関する基本的な方針－

< 概要版 >

令和 3 年 3 月

新 居 浜 市

1 都市計画マスタープランについて

1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村が策定する計画であり、**まちの整備・開発・誘導や保全に関する指針**としての役割を果たすものです。市町村の都市計画は、この都市計画マスタープランに即して実施する必要があり、都市計画を中心とする今後のまちづくりの根拠となる、重要な指針となります。さらに、本計画においては、先進国を含む国際社会全体の目標である持続可能な開発目標（SDGs）の概念を取り入れた「持続可能なまちづくり」を推進していきます。

2) 計画の対象範囲と計画期間

- 対象範囲：都市計画区域を含む行政区域全体
- 計画期間：令和3年度から22年度（2021年度から2040年度）までの概ね20年間

2 まちづくりの主要課題

問題点	まちづくりの主要課題
<ul style="list-style-type: none">◆ 既存の都市拠点の活力低下が懸念◆ 公共交通など交通弱者の移動手段の確保が懸念◆ 市の骨格となる幹線道路の整備の遅れ◆ 公共施設維持費など財政負担増の懸念、等	<p>①都市拠点を生かした利便性の強化</p> <ul style="list-style-type: none">○ 都市拠点における都市機能の強化○ 都市拠点を利用しやすい交通環境の充実
<ul style="list-style-type: none">◆ 人口減少による市街地内居住環境悪化の懸念◆ 若者・子育て世代等の減少の懸念◆ 将来の環境変化への適切な対応の必要性、等	<p>②若者・子育て世代から高齢者まで安心して住み続けたくなるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none">○ 都市拠点等の周辺におけるまちなか居住の魅力強化○ 自然・田園と調和した郊外等の定住環境の維持○ 将来の環境変化に対応した持続可能なスマートなまちづくり
<ul style="list-style-type: none">◆ 風水害・地震などの自然災害への不安、等◆ 歴史・文化・自然等の良好な地域資源の保全・活用の必要性◆ モノづくり産業等を生かした活性化の必要性◆ 住民の各地域への愛着を高める取組みの必要性、等	<p>③防災・減災のまちづくり</p> <p>④地域資源を生かした新居浜らしさの創造と、多様な交流の活性化</p> <ul style="list-style-type: none">○ モノづくり産業等を生かした起業や元気創造の支援○ 近代産業遺産等を生かした良好な景観創造と観光交流振興○ 住民主体の愛着とコミュニティあふれるまちづくり

3 全体構想～基本目標(基本目標、将来人口)

1) 将来都市像と基本目標

第六次新居浜市長期総合計画を踏まえつつ、将来都市像と基本目標を次のように定めます。

〔将来都市像〕

-豊かな心で幸せつむぐ-
人が輝く あかがねのまち
にいはま

〔基本目標〕

- 利便性が高い都市拠点等の連携による集約型のまちづくり
- 定住促進や若者・子育て世代の流入につながる居住魅力あるまちづくり
- 地域資源の活用と協働による、魅力と活力あるまちづくり
- 誰もが安心して暮らせる防災・減災のまちづくり
- 将来の環境変化を生かすスマートなまちづくり

2) 将来人口

将来人口は、上位計画である第六次長期総合計画との整合を図り、目標人口を将来人口として設定します。

- 中間年の令和12年(2030年)は、111,000人
- 目標年の令和22年(2040年)は、100,000人

3) 将来の都市構造の方針と方向性

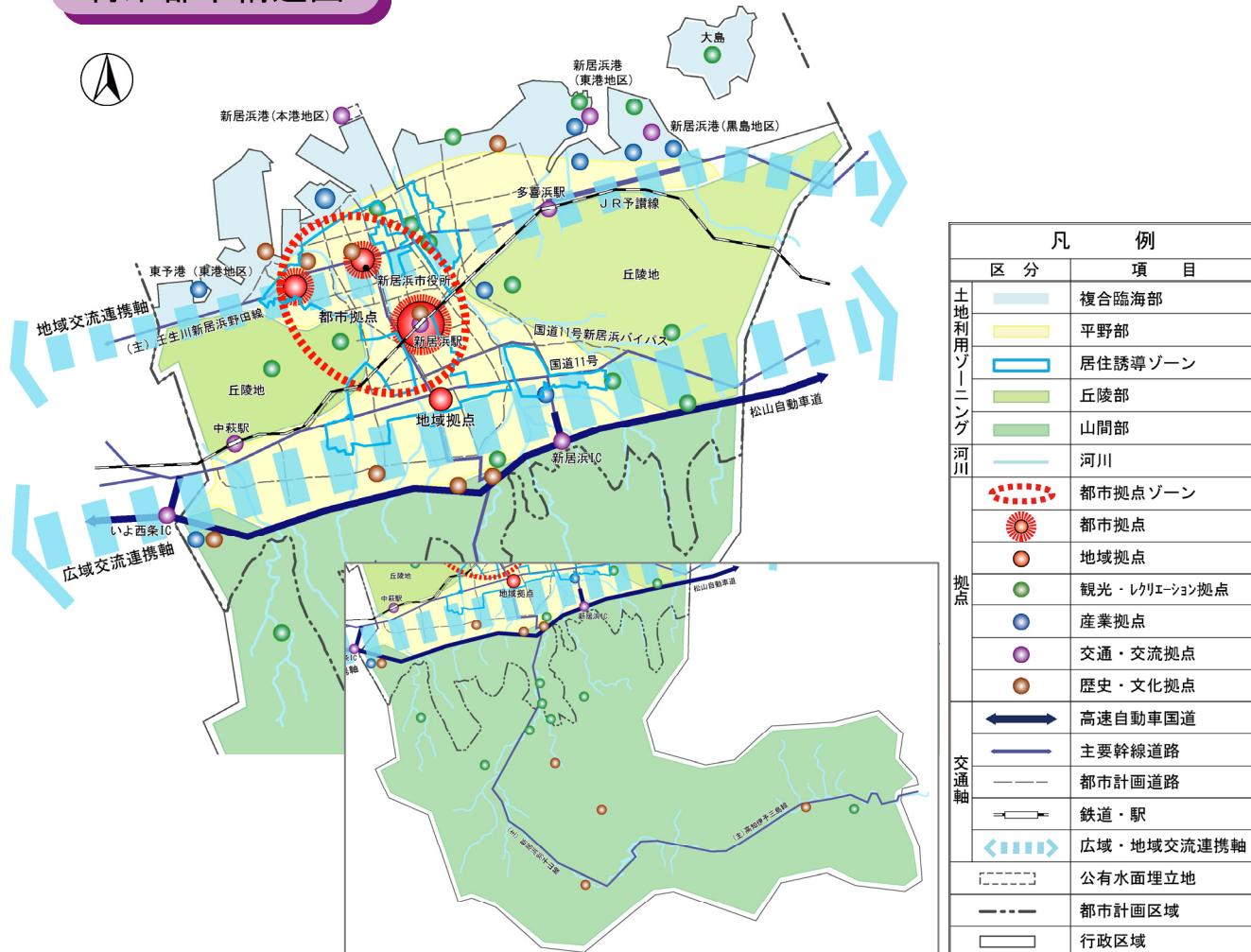
まちづくりの主要課題や基本目標を踏まえつつ、人口減少社会を見据えた本市の将来都市構造について、以下の方針に基づき設定します。

〔都市構造の方針〕

- ①都市拠点等における都市機能の維持・増進と連携強化
- ②都市機能集積や公共交通利便性を生かした拠点周辺の居住機能の維持・更新
- ③各地域の特色ある地域資源を生かした居住環境とコミュニティの維持

拠 点	<ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点(3つの拠点地区の商業・業務・文化等の都市機能の充実・強化) ・地域拠点(生活サービスの提供、近隣商業サービス機能の充実) ・観光・レクリエーション拠点(交流空間としての魅力の充実、観光資源のネットワーク化) ・歴史・文化拠点(保存・活用と観光資源とのネットワーク化) ・産業拠点(産業機能の維持・増進、工業系機能の立地促進) ・交通・交流拠点(駅、インターチェンジ、港の交通及び交流機能の充実)
土 地 利 用 ゾーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・複合臨海部(産業基盤等の整備と充実、住宅地との共存と海岸等の自然環境との共生) ・平野部(既成市街地における都市施設の効率的な整備と良好な居住環境の維持・保全、周辺田園地域における優良な農地の保全と地域コミュニティの維持に留意した居住環境の維持) ・居住誘導ゾーン(高い利便性を生かしたまちなか居住の促進) ・丘陵部(緑の保全と、周辺環境との調和に留意した産業機能等の立地検討) ・山間部(自然環境の保全を前提に、歴史・文化、観光・レクリエーション機能を充実)
交 通 軸	<ul style="list-style-type: none"> ・都市活動を支える高速自動車国道、主要幹線道路、鉄道・駅等の交通環境の充実

将来都市構造図



4-1) 適正でコンパクトな土地利用の誘導（立地適正化計画制度の運用）

立地適正化計画に基づき、都市拠点等を中心とした都市機能誘導区域への都市機能誘導施設の立地誘導と、周辺の居住誘導区域における人口密度の維持の推進を図ります。

また、用途地域周辺部などの既成市街地内にある用途白地地域については、都市機能誘導区域や居住誘導区域の役割を踏まえながら、周辺との調和を図りつつ用途地域への指定を行い、適正な土地利用を図ります。

都市機能誘導区域	都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域のことであり、 都市拠点(新居浜駅周辺地区、前田町周辺地区、一宮・繁本町・昭和通り周辺地区) と 地域拠点(喜光地周辺地区) を位置づけます。 都市機能誘導区域においては、都市機能誘導施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設）を位置づけ、 当該機能の維持・増進 を図ります。
居住誘導区域	居住誘導区域は、人口減少の中にもあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域のことです。 人口の密度や成長性が高く、都市の拠点へのアクセス性や公共交通(鉄道、バス)の利便性が高い区域 を位置づけることで、居住誘導区域内へ居住機能の誘導等を図ります。

4-2) 地域の実情に応じた適切な土地利用方針（用途地域及び特定用途制限地域）

用途地域においては、本市における土地利用の現況及び課題に対応するため、より合理的で調和のとれたまちづくりに必要な見直しを行います。

特定用途制限地域においては、良好な環境の形成・保全を図る観点から、特定の建築物の立地を制限しつつ都市の発展と産業の振興を図るために必要な見直しを行います。

用途地域	商業・業務地	◆ JR新居浜駅周辺や中心商業地、前田町周辺及び喜光地、多喜浜などの各地域において、地域特性に応じた機能強化と魅力ある商業・業務地の形成
	工業地	◆ 新居浜港本港地区周辺や東港地区周辺など、地域特性に応じた機能強化と企業交流・連携を進め、活力ある工業地域の形成を推進 ◆ 荷内沖は、環境変化の動向を踏まえつつ、長期的展望に立った新たな臨海性産業系複合機能用地として陸域化を検討
	住宅地	◆ 市街地中心部周辺では商業・業務地と調和した良質な住宅地の整備を促進 ◆ 国領川緑地周辺地域や滝の宮公園周辺地域は、中高層住宅地として整備を促進 ◆ 市街地南部は、比較的低密度なゆとりのある良好な住宅地の整備を促進
	沿道型施設立地ゾーン	◆ 国道11号や国道11号新居浜バイパス、(主)壬生川新居浜野田線、(主)新居浜角野線等の幹線道路沿道は、周辺環境に十分配慮した上で、沿道サービス型店舗や事務所等を立地
特定用途制限地域 (用途白地地域)	市街地周辺地区	◆ 良好的な居住環境の保全 ◆ 既成市街地内の地域は、用途地域への指定を検討
	幹線道路沿道地区	◆ 秩序ある沿道環境の形成・保全 ◆ 沿道型施設立地ゾーンは特定用途制限地域の区分見直しや用途地域への指定を検討
	田園居住地区	◆ 地域の良好な環境の形成・保全
	産業居住地区	◆ 地域産業の振興のための機能と周辺の居住環境との調和 ◆ 臨海部の工業地に隣接する磯浦地区や、広域交通の結節点である新居浜インターチェンジ付近、国道11号、(都)郷桧の端線沿道や本市西部に位置するテクノパーク等において、新たに内陸型工業用地の整備を推進

4-2) 地域の実情に応じた適切な土地利用方針（山間地・丘陵地、優良農地、都市計画区域外）

山 間 地 ・ 丘 陵 地	<ul style="list-style-type: none"> 市南部の山地一帯や林地、河川等は、良好な都市環境・景観を形成する重要な資源であり、水源かん養、治山・治水等の重要な役割を担っていることから保全を図る。 市民の保健・休養の場として活用される生活環境保全林については、今後も市民の森等、自然に親しむことのできるレクリエーション空間としての活用を推進する。
優 良 農 地	<ul style="list-style-type: none"> ほ場整備やため池、水路、農道等の生産基盤の整備推進と優良農地の保全を図る。 認定農業者等の担い手への農地の集約化や、若者等の新規就農者の支援、鳥獣被害対策、遊休農地を利用した景観形成、JAと連携した市民農園づくりなど、魅力ある農業環境の育成を図る。 居住誘導区域内に穴抜け状態で残る農地については、公共公益施設が周辺に集積する立地条件を生かし、農用地指定されていない農地の有効活用を検討する。
都 市 計 画 区 域 外	<ul style="list-style-type: none"> 山間部の良好な自然環境の保全と、木質資源の有効活用や自然との共生に留意した森林利用を図る。 別子山地域は、山岳レクリエーションゾーンと位置づけ、交通アクセスの向上、生活利便の確保、交流・連携の拡大のため、道路整備や適切な土地利用を図る。

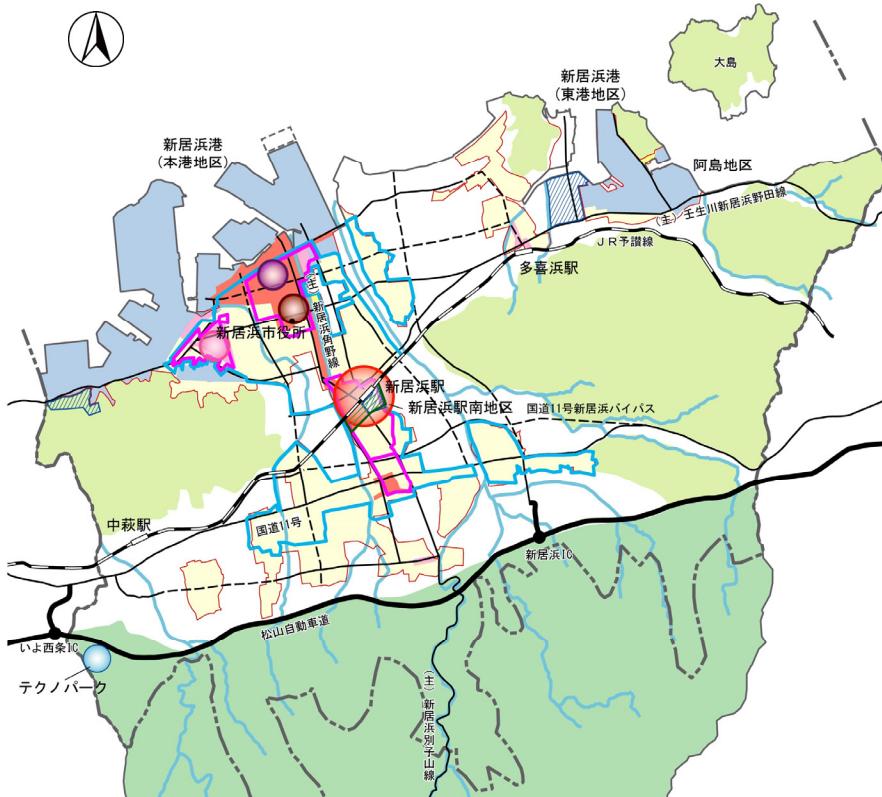
土地利用方針図



5-1) 市街地の整備方針

都市基盤施設の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 良好な都市環境の形成と保全を図るため、まちづくりの基盤となる道路・公園・下水道等の都市施設の整備と既存ストックの維持・活用を重点的に推進
商業・業務地区	<ul style="list-style-type: none"> 市役所周辺は、既存官公庁施設の改修・再生による行政・文化・防災機能の強化と、社会情勢変化を踏まえた一団地の官公庁施設の変更を検討 昭和通り、登り道を中心とする地区周辺は、旧商業振興センターを活用したにぎわい創出と、空き店舗の活用や地域の特性に応じた都市施設を整備・充実 JR新居浜駅周辺は、総合文化施設を核としたにぎわいの創出と、玄関口としての立地性を生かし観光客・ビジネスマン等にも対応した飲食等スペースを集積 JR新居浜駅南地区は、駅前の優れた立地性を生かし、駅南北の一体的な利用による、都市拠点地区としての機能の向上に向けた取組を推進 大型店舗、宿泊施設が集まる前田町周辺は、都市型商業・業務施設の展開により都市機能の強化を促進 喜光地周辺は、近隣住民の日常的な購買需要に対応した商業地形成を促進
工業地区	<ul style="list-style-type: none"> 新居浜港東港地区周辺では、高付加価値の加工産業や研究開発型産業、消費者に密着した生活関連産業などの企業立地を推進 適地における周辺環境と調和した新たな工業用地の整備検討や、緑化の促進 テクノパークの整備推進と人材育成・企業交流の推進
住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・医療・商業等の都市機能が近傍に集積された居住誘導区域への居住の促進と、“歩いて暮らせるまちづくり”的の促進 多様な住宅ニーズに対応した住宅地の整備促進や、未利用地を活用したオープンスペースの整備検討など、居住環境の向上 密集住宅市街地の居住環境の向上や、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「新居浜市空家等対策計画」に基づく、空き家等に関する施策の計画的実施
各種市街地整備手法	<ul style="list-style-type: none"> 地区の特性を踏まえた、都市再生整備事業、土地区画整理事業、地区計画、各種協定、特別用途地区等の活用検討

市街地整備方針図



凡 例	
区分	項目
■	用途地域
■	都市機能誘導区域として整備
■	居住誘導区域として整備
■	商業・業務地区として整備
■	周辺環境に配慮した工業地区として整備
■	住宅地区として整備
■	近隣商業地として整備
●	行政文化商業・業務地（都市コミュニティ、行政・文化核）の形成
●	中心商業・業務地として整備
●	新都心商業・業務地としての整備・充実
●	都市型商業・業務地としての整備・充実
■	土地区画整理事業検討地区
■	用途地域等の推進
■	丘陵地
■	山間地
—	主要幹線道路
- - -	主要幹線道路（計画）
—	鉄道・駅
—	河川
—	公有水面埋立地
—	都市計画区域
—	行政区域

5-2) 交通関連施設等の整備方針

道 路	都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> 整備の見通しが立っていない路線の方向づけ（存続・変更・廃止）を検討し、都市計画の変更と計画的な整備を推進
	交通軸	<ul style="list-style-type: none"> 東西方向の交通軸 ((都)新居浜バイパス線、国道 11 号、(主)壬生川新居浜野田線、(都)上部東西線、(都)西原松神子線) の整備・維持・改良の推進 南北方向の交通軸 ((主)新居浜別子山線、(都)西町中村線、(都)郷桧の端線、(都)高木中筋線、(都)宇高西筋線、(-)金子中萩停車場線) の整備推進 (都)郷桧の端線、(都)上部東西線、(都)宇高西筋線、(都)新居浜バイパス線の整備と周辺道路とのネットワーク形成による、高速交通網 IC へのアクセス性向上
	歩行者・自転車	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備における車道と分離された歩道や自転車通行帯の整備推進と、段差解消等による人にやさしい歩行者空間の整備 (特)中央環状線、(特)新須賀山根線の計画見直しと効率的な整備推進、及び一般道の自転車走行空間の整備もあわせた自転車ネットワークの構築
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 沿線緑化、透水性舗装、電線類の地中化等の検討による潤いのある都市環境の創出 幅員が狭小で防災・居住環境等の面から問題がみられる地区の身近な生活道路の適正な整備
公共交通	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> JR新居浜駅周辺の踏切対策や、中萩駅、多喜浜駅のバリアフリー化の促進
	バス・渡海船等	<ul style="list-style-type: none"> JR新居浜駅等を結節点とする路線バスの円滑な運行や効率よく都市拠点へアクセスするバス路線網の見直しを促進 デマンドタクシーや別子山地域バスの利用状況等を踏まえた継続的確保 ICTを活用して公共交通相互の利用をシームレスにつなぐ取組み (MaaS) の検討 渡海船は安定的な運営に向けて船舶や運航計画を見直し
駐車場・駐輪場		<ul style="list-style-type: none"> 商業・業務地における適正な駐車場・駐輪場の整備と民間活力の導入促進 駅・バス停周辺の駐車場・駐輪場の整備促進による乗り換え利便性の向上
港	湾	<ul style="list-style-type: none"> 新居浜港における物流機能のより一層の強化・充実 みなとオアシスマリンパーク新居浜の適切な維持・管理の推進 新居浜港東港地区からの神戸港行・定期船の航路維持と運行環境の整備促進

交通関連施設等整備方針図



凡 例	
区 分	項 目
	用途地域
	東西軸
	南北軸
	高速自動車国道
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	都市計画道路（整備済、一部供用開始含む）
	" (未整備)
	その他道路（整備済）
	" (未整備)
	自転車歩行者道（整備済）
	" (計画)
	交通・交流拠点
	港
	鉄道・駅
	丘陵地
	山間地
	河川
	公有水面埋立地
	都市計画区域
	行政区域

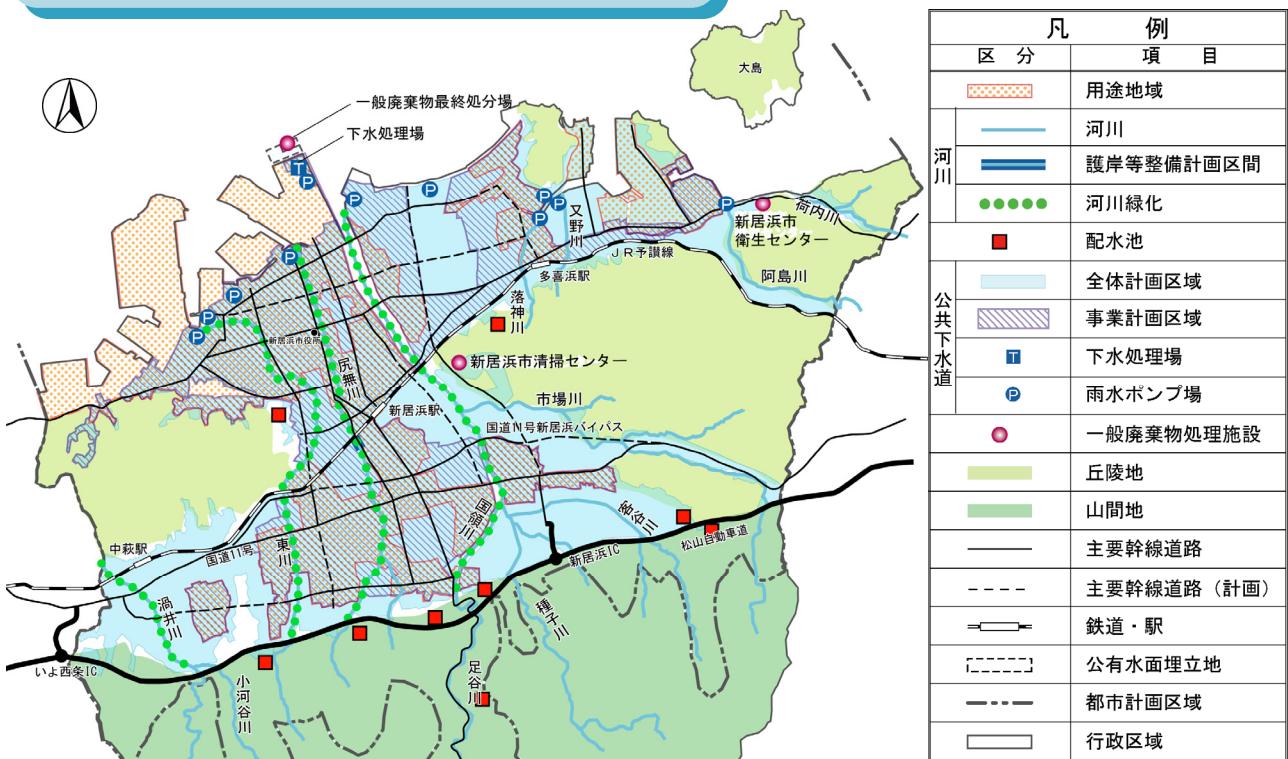
5-3) 河川・供給処理関連施設等の整備方針

河川関連施設	治水対策	◆ 河川改修や砂防対策の促進及び河川管理施設等の適切な維持・修繕 ◆ 国領川、尻無川、東川、渦井川等の堤防・低水護岸の整備促進と河床掘削等
	親水空間	◆ 国領川、東川、渦井川の河川緑地の保全と親水空間の整備
供給処理関連施設等	下水道	◆ 公共下水道の整備推進と社会情勢等を踏まえた事業計画区域の見直し ◆ 下水道関連施設の適切な維持・管理や計画的な改築・更新 ◆ 一般下水路の整備推進と、合併処理浄化槽の普及促進
	上水道	◆ 安全・快適な給水確保と災害に強い水道施設の整備
	一般廃棄物処理施設等	◆ 一般廃棄物処理施設の適切な維持・管理、広域化・共同化の推進、及び既存施設の統廃合も含めた効率的な運用

5-4) 都市防災関連施設等の整備方針

都市防災構造化と、災害に強い交通施設の整備	◆ 地域防災基盤の整備（海岸保全施設、雨水施設、治山・治水の災害対策など） ◆ 避難場所等の整備（防災設備、防災公園、標識など） ◆ 防災拠点施設の整備（情報基盤・通信手段の多重化と機能強化、資機材等の分散配置など） ◆ ライフラインの強化（電気・上下水道等の耐震性・耐浪化・代替性確保など） ◆ 市街地の防災性向上（既存建築物等の耐震性向上、耐震化率向上に向けた周知啓発・支援、危険な老朽空き家の適正管理促進など） ◆ 防災重点ため池の老朽化・耐震対策の推進 ◆ 道路・橋りょう・鉄道・港湾の耐震性・代替性の確保、連携強化による緊急輸送道路網の構築
地域防災力向上	◆ 消防団の活性化支援、防災教育や各種訓練などの活動推進による地域防災力の向上 ◆ 避難行動要援護者への対応として避難ルート・避難所等のバリアフリーの整備強化 ◆ 多様な媒体を活用した危険箇所・危険情報等の情報開示の推進
災害に強いまちづくり	◆ 津波避難計画の策定と、避難困難地域における津波避難ビル等の計画的な整備や民間施設の活用、建築物や公共施設の耐浪化等による安全性の確保を促進 ◆ 南海トラフ大地震等の大規模災害時からの円滑かつ迅速な復興を図るため、被災後の復興まちづくりを考えながら事前準備に取組むための復興まちづくり計画の策定を検討 ◆ 浸水の危険性の低い地域への居住地形成の誘導と、災害ハザードエリアから居住誘導区域内への移転促進に向けた検討

河川・供給処理関連施設等整備方針図



5-5)公園・緑地関連施設等の整備方針

公園・緑地の整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と行政の協働による公園整備の推進 ・借地方式や民間活力による公園整備の検討、公共施設の再編等で生じた未利用地等の活用など、効率的な公園の整備 ・大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる総合運動公園の整備推進 ・既存公園の長寿命化計画に基づく効率的な施設の更新・拡充と、公園施設のバリアフリー化 ・社会経済情勢の変化等を踏まえた都市計画公園等の区域等の見直し検討
既存緑地の保全・活用と都市緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存緑地や農地の保全と、湧水池の保存・活用 ・道路・公共施設緑化や市街地内の緑化推進 ・国領川をはじめとする河川や別子鉱山鉄道下部線跡の緑化推進と、水と緑のネットワーク形成

5-6)都市環境関連施設等の整備方針

水と緑の環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・燧灘などの沿岸部や国領川をはじめとする河川、市街地東西に位置する丘陵地など恵まれた水と緑の環境の保全、及び自然とのふれあいの場の創出
リサイクル・再利用への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・生活廃棄物及び建設資材や産業廃棄物のリサイクルや再利用の促進 ・公園などの維持・管理時に発生する樹木の枝や落ち葉を再利用する緑のリサイクルや、建設発生土のリサイクル等を検討
水源保全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、地域住民との連携強化による、水源汚染の未然防止対策の推進

公園・緑地関連施設等整備方針図



5-7) 都市景観形成等の整備方針

良好な地域景観の保全・活用と、魅力ある市街地景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 別子銅山に由来する近代化産業遺産の保存・活用と歴史的景観形成の推進 ◆ 南部山岳地の愛媛県自然環境保全地域の景観保全と、別子・翠波はな街道や別子ライン、銅山川等の水辺景観の保全 ◆ 国領川、滝の宮公園、池田池公園、山根公園、みなとオアシスマリンパーク新居浜や、市街地を取り巻く丘陵地や田園景観の保全 ◆ 都市拠点等における駅や公共施設周辺等を中心とした良好な景観形成の規制・誘導・創出
景観法等を活用した協働による良好な景観保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山根公園周辺～近代化産業遺産（マイントピア別子、旧端出場水力発電所）～別子ライン周辺（龍河神社、青龍橋、鹿森ダム等）の区域、及び別子ダム～銅山川を含む別子山区域について、景観計画に基づき、愛媛県屋外広告物条例と連携しつつ、地域の良好な景観に影響を及ぼす開発・建築等行為について届け出制度を活用した規制・誘導 ◆ 市内全域での景観形成・美化活動（道路緑化、花植活動等）の活性化と、景観計画区域の拡大検討

5-8)教育・文化及び福祉施設等の整備方針

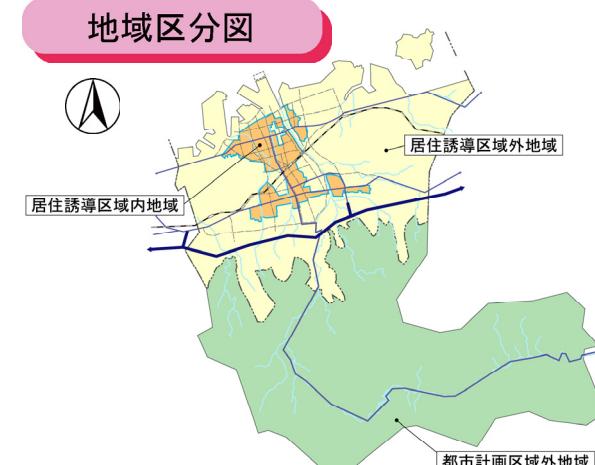
既存公共施設の 計画的な修繕、 統廃合等と 有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 既存施設の長寿命化対策及び統廃合（再配置）の検討と保有施設の最適化 ◆ 都市機能誘導区域等への都市機能誘導施設の立地誘導と既存施設の維持 ◆ 生涯活躍のまち拠点ワクリ工新居浜の地域活性化拠点施設・RCC拠点施設としての活用と整備、住友山田社宅の観光・教育・交流等振興に資するような保存整備と活用 ◆ 小・中学校等で発生する余裕教室の有効利用の検討
教育・文化・ 福祉施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高度情報化社会に対応した学習環境（ICT機器など）の整備 ◆ 学校給食施設の共同調理場（センター方式）体制への移行と整備 ◆ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくり
その他の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市役所、公共施設や都市拠点地区、観光地等における高度な情報サービスの提供の検討 ◆ 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の普及促進と、公共施設における率先導入 ◆ 公営住宅の計画的な建替え・改修や必要に応じた統廃合の検討 ◆ 市営墓地及び斎場の適切な維持・管理

都市景観形成等方針



1) 地域区分の考え方

地域特性の違いとともに、特に、立地適正化計画と連携したまちづくり推進の観点から、3つの地域に区域を区分し、それぞれのまちづくり方針を設定します。



凡 例	
区分	項目
■	居住誘導区域内地域
■	居住誘導区域外地域
■	都市計画区域外地域
■	居住誘導区域
—	河川
↔	高速自動車国道
—	主要幹線道路
---	都市計画道路
—	鉄道・駅
———	公有水面埋立地
----	都市計画区域
□	行政区域

2) 地域区分の考え方

地域区分	地域特性と主要課題	地域の将来像	地域の将来目標	まちづくり方針(柱)
居住誘導区域内地域	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内の位置づけ 都市拠点等を生かした利便性の強化 地域資源を生かしたまちなか居住の魅力強化 都市拠点を利用しやすい交通環境の充実 	次世代を担う人々でにぎわい、利便性の高い都市機能を備えた安全・安心で快適に暮らせるまち	<p>新居浜駅周辺、一宮・繁本・昭和通り周辺、前田町周辺の3つの拠点地区が連携しつつ商業・文化等の利便性の高い中心部づくりを進めるとともに、次世代を担う若者・子育て世代も含めた居住魅力あるまちづくりを進め、本市の人口減少に歯止めをかける先導的な地域づくりを目指します。</p>	1)利便性の高い都市拠点を中心としたまちづくり <ol style="list-style-type: none"> ①都市機能と居住の誘導 ②公共交通等の利便性の維持・向上 2)居住環境の向上 <ol style="list-style-type: none"> ①道路環境の整備 ②生活環境の向上 ③安全・安心なまちづくりの推進 3)地域資源を活用した居住環境の魅力向上 <ol style="list-style-type: none"> ①良好な景観形成 ②まちなかのコミュニティ・交流環境の充実
居住誘導区域外地域	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域外の位置づけ 自然・田園と調和した郊外等の定住環境の維持 モノづくり産業等を生かした起業や元気創造の支援 安心して住み続けられる地域環境づくり 	自然・田園環境と近代化産業遺産に囲まれた産業と住が調和したまち	<p>港湾機能等を生かした臨海部の工業集積地や高速道路を含む主要幹線道路等の利便性を生かした内陸型産業地の形成を目指します。豊かな自然・田園環境や近代化産業遺産等を生かした交流・コミュニティ環境の充実を図り、みどり豊かなまちづくりを目指します。</p>	1)産業の活性化 <ol style="list-style-type: none"> ①産業活性化の推進 ②交通環境の向上 2)地域のコミュニティや活力を維持するまちづくり <ol style="list-style-type: none"> ①居住環境の維持 ②交通環境の整備 ③安全・安心な地域づくりの推進 3)地域資源の保全と活用 <ol style="list-style-type: none"> ①快適な公園・緑地等の環境づくり ②近代化産業遺産を有する良好な都市景観形成づくり
都市計画区域外地域	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域外の位置づけ 豊かな自然環境や近代化産業遺産の保全 安心して住み続けられる地域環境づくり 良好な自然環境・景観やレクリエーション資源を生かした愛着を育む環境づくり 	豊かな自然と共生する、銅山にゆかりのあるまちづくり	<p>山間地の良好な自然環境・景観の保全を図るとともに、豊かな森林資源や近代化産業遺産等の歴史文化資源を活用しつつ、地域の活力やコミュニティを高めるような交流環境の充実と、安心して生き生き暮らせる地域づくりを目指します。</p>	1)地域資源を生かしたまちづくり <ol style="list-style-type: none"> ①近代化産業遺産の保存活用と良好な景観形成 2)住み心地の良い環境形成 <ol style="list-style-type: none"> ①安全・安心なまちづくり ②交通環境の維持・整備

1)本計画に基づくまちづくり推進の基本的な考え方

本計画に基づき、都市計画の決定・変更、都市計画事業の実施、各種まちづくり施策の推進を図るとともに、民間開発等の適切な規制誘導や、地域のまちづくりに関する各種のルールづくりなど、ハード・ソフト両面にわたる総合的な施策の推進を図っていきます。

計画の実現に際しては、市民（市民・事業者等）の満足度の高いまちづくりを目指し、市民と行政の協働のもと、連携してまちづくりを推進していきます。

2)先導的プロジェクトの推進

将来都市像『一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝く あかがねのまち にいはま』の実現に向けて、まちの魅力を高める有効なプロジェクトの推進を図り、まちの活性化を加速化していくことが重要であり、第六次長期総合計画の重点プロジェクトも踏まえつつ、3つの先導的なプロジェクトを位置づけ、これら事業を積極的に進めていくこととします。

〔先導的プロジェクト〕

- ①コンパクトなまちづくりの推進（立地適正化計画の推進）
- ②防災・減災対策の推進
- ③新たな工業地の形成

3)市民(市民・事業者等)との協働のまちづくりの推進方策

- ①情報発信や多様な学習・参画機会の拡充による『気運づくり』
- ②地域の様々な課題解決につながる『活動の支援』
- ③地域資源を生かし地域への愛着と誇りを育む『優良な活動の活性化』

4)計画の進行管理等に関する方針

①効果的なまちづくりの推進

PFI、PPP の検討や、市民・市民団体等が主体となったイベント等運営やエリアマネジメントなど、様々な官民協働のまちづくり事業を推進します。

各地域のまちづくりの動きや事業ニーズを踏まえつつ、本計画の実現に資する場合には、公共施設再編計画等との調整のもと、既存の低未利用の公共施設、公共施設内スペース、公有地等について、まちづくりへの積極的な活用を検討していきます。

②計画の進行管理と見直し

計画（Plan）に基づき、施策の段階的な実施（Do）を図るとともに、実施した施策・事業の効果を点検・評価（Check）し、必要に応じて修正・見直し（Act）を図るなど、適切な計画の実施と、計画への柔軟なフィードバックを図っていきます。

本計画は、概ね 10 年毎に見直しを図ることを基本としますが、長期総合計画等の上位方針が変わった場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

【新居浜市都市計画マスタープラン（案）概要版】

新居浜市 建設部 都市計画課
 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
 TEL 0897-65-1270 FAX 0897-65-1276
 e-mail : tokei@city.niihama.lg.jp

令和3年3月